

山梨県立大学大学院における他大学大学院が開設する連携開設科目を自ら開設したものとみなす場合の取扱規程

(令和4年3月28日制定 大学第2220号)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条、第16条第2項及び第17条第4項の規定に基づき、他大学大学院が開設する連携開設科目を自ら開設したものとみなす場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表)

第2条 連携開設科目に係る次の事項を公表するものとする。

- (1) 授業科目、授業の方法及び内容並びに授業計画に関すること
- (2) 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関すること
- (3) その他

(単位の認定)

第3条 学生が他大学大学院において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 連携開設科目の履修により修得した単位については、山梨県立大学大学院学則第24条に定める15単位の算定には含めず、本学において修得した単位に含むこととする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。